

大阪市告示第1303号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供 用 時 間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	令和8年10月1日（木）から 同月4日（日）まで	午前9時から 翌日午前1時30分 まで
	令和8年10月6日（火）から 同月12日（月）まで	
	令和8年10月14日（水）から 同月18日（日）まで	
	令和8年10月20日（火）から 同月25日（日）まで	
	令和8年10月27日（火）から 11月1日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）